

共謀罪の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書

安倍政権と与党は、「テロ等組織犯罪準備罪」（いわゆる共謀罪）を6月16日、法務委員会の採決を省略した上で、参議院本会議で可決するという異例の措置に出た。これは、加計学園問題での波紋が一層拡大することを封じるべく会期を延長する余地をなくすためになされたものであり、議会制民主主義を破壊する暴挙である。これに強く抗議するものである。

この法案の内容は、実際はテロと直接関係する法案でないことが法務委員会の答弁の中で明らかになった。また、277の対象犯罪について実施していなくても警察による捜査をすることができるもので、捜査対象を幾らでも拡大することができ、恣意的な捜査を許すものである。さらに、これまで犯罪行為を実施した時に初めて刑罰を与えることができるのでこれまでの刑法の概念を根本から覆すものであることから、憲法の保障する基本的人権を侵害するものである。

本来、法律は国民の基本的人権を守るものであるはずであるが、今回の法案は、権力を持つものを守るためのもので、政府に対する批判を封じるためのものである。

6月2日の法務委員会の中で金田法務大臣は戦前に施行されていた治安維持法について「適法である」という答弁を行ったことから政府の意図は明らかであり、歴史の過ちを再び繰り返すことは許されない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、憲法違反の人権侵害になり、日本の歴史の過ちを繰り返すことにつながる共謀罪に強く反対し、廃止を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月22日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重